

## 令和4年第4回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和4年12月14日(水) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第130号 村上市個人情報保護法施行条例制定について  
議第131号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例制定について  
議第132号 村上市情報公開条例等の一部を改正する条例制定について  
議第133号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第134号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第135号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第136号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第137号 村上市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び村上市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例制定について  
議第138号 村上市減債基金条例の一部を改正する条例制定について  
議第139号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について  
議第140号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第155号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第3号)
- 4 出席委員(7名)
  - 1番 上村正朗君
  - 2番 山田勉君
  - 3番 鈴木いせ子君
  - 4番 佐藤重陽君
  - 5番 三田敏秋君
  - 7番 高田晃君
  - 8番 小杉武仁君
- 5 欠席委員  
なし
- 6 傍聴議員(5名)
  - 富樫雅男君
  - 河村幸雄君
  - 本間善和君
  - 渡辺昌君
  - 木村貞雄君
- 7 地方自治法第105条による出席者  
副議長 大滝国吉君
- 8 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 9 説明のため出席した者
  - 副市長 忠聡君
  - 総務課長 東海林豊君
  - 同課参事 小川智也君
  - 同課人事管理室長 川崎健一君

同課総務管理室係長	本 保 敦 志 君
同課危機管理室長	大 滝 豊 君
同課情報管理室長	須 貝 正 人 君
財 政 課 長	長谷部 俊 一 君
同課財務管理室長	榎 本 治 生 君
同課財務管理室係長	鍋 倉 直 也 君
企 画 戦 略 課 長	大 滝 敏 文 君
同課行政改革推進室長	五十嵐 博 君
同課企画政策室長	忠 康 博 君
同課地域交通政策室長	須 貝 直 毅 君
同課地域交通政策室係長	天 井 啓 喜 君
会計管理者会計課長	菅 原 明 君
消 防 長	田 中 一 栄 君
消防本部警防課長	菅 原 直 巳 君
選管・監査事務局長	木 村 俊 彦 君
選挙管理委員会事務局次長	渡 辺 千 春 君
荒 川 支 所 長	平 田 智 枝 子 君
神 林 支 所 長	加 藤 誠 一 君
朝 日 支 所 長	岩 沢 深 雪 君
山 北 支 所 長	大 滝 寿 君
教 育 長	遠 藤 友 春 君
学 校 教 育 課 長	渡 辺 律 子 君
同 課 参 事	今 井 雅 仁 君
同課教育総務室長	中 山 晴 剛 君
生涯学習課長	平 山 祐 子 君
同課スポーツ推進室長	倉 松 淳 志 君
山北教育事務所長	本 間 宏 君

10 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
次 長	鈴 木 涉

(午前10時00分)

委員長(小杉武仁君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第1** 議第130号 村上市個人情報保護法施行条例制定についてを議題とし、担当課長(総務課長 東海林 豊君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 おはようございます。それでは、議第130号 村上市個人情報保護法施行条例制定についてご説明をいたす。本案については、デジタル社会の進展に伴って、今後個人情報保護データの利活用が活発化してくることを踏まえて、国においては個人情報の適切な取扱いに万全を期すため、個人情報保護制度の見直しを行ったところであ

って、改正後の個人情報保護法が令和5年4月1日に施行される。これによって、これまで地方公共団体ごとに条例で定められていた個人情報等の取扱いについて、改正後は国の個人情報保護委員会が一元的に監視、監督する体制となる。本案は、この制度の改正に伴って、これまでの条例を廃止し、改正法により地方公共団体で定めることが必要となる事項を規定するものである。以上である。

(質 疑)

上村 正朗

少々お聞かせください。今課長の説明にあったとおり、今まで個人情報保護については各自治体の条例で定めていたのが個人情報保護法が施行されることに伴って全国一律の規定に従うということで、これも課長の説明にあったけれども、今までの情報保護より、どちらかという利活用にちょっと重点が置くのかなというふうにする。利活用に重点を置くということは、いろんな漏えいとかセキュリティの問題だとか、その辺が心配なのだけれども、条例だったときと、あと法と比べてここが変わったというような、特にやっぱりセキュリティの関係とかで、今まで条例で定めていたものが法で定められなくなったとか、そういう何か変わったところがあるのか、それとも、いや、基本条例のセキュリティとか保護の状況が法でも引き継がれているのか、その辺もしあれだったらちょっと教えていただければと思うが。

総務 課長

今回の目的については、やはり今委員おっしゃったとおり、これだけデジタル化が進んでくると様々な形でデータ利用というのをしていくということは、当然そういうふうな形になっていくということで、ばらばらの規定だったところを、それを国が一元的に統一的なものを設けるということであるし、あとは個人情報保護委員会か、国のほうで一括して、そこに我々が今まで判断がつかなかったようなこともそこに問合せもできるし、それによって全てが同じ目線で同じ取扱いができるということが一番大きいのだと思う。今までより厳しくなったかという、その辺変わったところという、結局この後我々も作っていくのだが、個人情報の村上市が持っている情報をファイル簿というのを今度作成する。ファイル簿でこういう情報を市で持っているよということを公開した上で、それが請求があれば、その部分を公開していくような形に変わっていくということなので、利活用が図られるような、そういう体制も取っていくというふうなことが変わったところというのでないかと思う。

上村 正朗

では、もう一点だけ、個人情報保護という分野というのは、自治体が先行したというか、最初に条例をつくって、個人情報をしっかり守っていくというのは条例、自治体が先行していたわけだけれども、そういう自治体の中では法律ができたことによって、今までの条例よりも緩やかになってしまったとか、保護という観点からすると、ちょっと法律のほうの方が緩やかで問題があるなみたいな、そういう指摘をする自治体もあるのだけれども、そういう観点で村上市の今までの条例と、今度の法律では、法律ができたからといって緩やかになるというか、そういう恐れはないのかなという、そこがちょっと心配しているところなのだけれども。

総務 課長

我々がこの条例をつくるに当たっては、そういうことは今心配していないというか、そういうことはない判断している。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第130号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第2** 議第131号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（選管・監査事務局長 木村俊彦君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

選管・監査事務局長 次に、議第131号は、村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例制定についてである。本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行を受け、国の基準に準拠するとともに、県内市町村の状況も勘案し、市の選挙運動用ビラ作成の公営に関する条例等の一部の改正をお願いするものだ。改正の内容といたしては、1つ目のビラ作成に関して、作成枚数1枚当たり7円51銭から7円73銭に改めるものだ。2つ目のポスター作成については、作成枚数が500枚以下である場合、単価を525円6銭から541円31銭に改め、作成枚数が500枚を超える場合は27円50銭から28円35銭に改め、企画費を10万3,000円から10万4,910円に改め、作成枚数が500枚を超える場合の加算額を35万8,240円から37万5,565円に改めるものだ。3つ目の選挙運動用自動車の借入れと燃料費については、1日当たりの自動車借入れの限度額を1万5,800円から1万6,100円に、1日当たりの燃料費を7,560円から7,700円に改めるものだ。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第131号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第3** 議第132号 村上市情報公開条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 それでは、議第132号 村上市情報公開条例等の一部を改正する条例制定についてご説明をいたします。本案については、先ほどの議第130号でご説明をいたしました個人情報保

護制度の見直しに伴って廃止する個人情報保護条例を引用している条例の該当箇所の改正等必要な改正を行うものである。このたびの改正が必要となる条例であるが、村上市情報公開条例、村上市情報公開・個人情報保護審査会条例、村上市情報公開・個人情報保護審議会条例、村上市養護老人ホームやまゆり荘条例、それから村上市営住宅条例の5件が該当するものである。以上だ。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第132号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第4** 議第133号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第134号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第135号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議第136号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての4議案を議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長

それでは、議第133号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、議第136号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの4議案について、一括してご説明をいたします。8月8日、人事院は国及び内閣に対して国家公務員の給与改定を勧告をいたしました。勧告は、本年4月の給与について、国家公務員の給与が民間給与を0.23%下回ったため、初任給及び若年層の月例給を引き上げるとともに、特別給についても国家公務員の年間支給月数が民間事業所の支給割合を0.11月下回っていることから、0.10月引き上げることとする内容となっている。また、新潟県人事委員会においても、10月14日、国に準じた内容で勧告をいたしている。本市のように人事委員会を置いていない市町村にあっては、県の人事委員会勧告の内容を参考に適切に改定するようということで国のほうから指導がなされていて、これまでも県の人事委員会の勧告に準拠して給与改定を行ってきたところである。このことから、今回も県の勧告に倣って改定を行うものである。それで、初めに議第133号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例においては、市議会議員に支給される期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、令和4年12月の支給月数を1.625から1.675へ、令和5年度以降については、6月及び12月の支給月数を1.65に改正するというものである。次に、議第134号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であるが、市長、副市長及び教育長の

期末手当の支給月数を引き上げるもので、内容については、市議会議員の期末手当引上げと同様である。次に、議第135号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であるが、給料については、行政職及び消防職の給料表で初任給を含む若年層に重点を置いた引上げを行うもので、行政職の給料表の平均の改定率は0.3%である。これに伴い、事務職の初任給は上級職で3,000円、初級職で4,000円の引上げとなる。また、勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げ、令和4年12月の支給月数を0.925月から1.025へ、令和5年度以降は6月及び12月の支給月数を0.975とするものである。あわせて、再任用職員の勤勉手当についても、支給月数を0.05月引き上げ、令和4年12月支給月数を0.45から0.50へ、令和5年度以降は6月及び12月の支給月数を0.475月とするものである。最後に、議第136号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定であるが、職員の給与改定との均衡を図る観点から、給料月額について行政職給料表の改定に準じた改正を行うとともに、期末手当についても支給月数を0.05月引き上げ、令和5年度から6月及び12月の支給月数を0.675から0.70とするものである。以上が関連する条例の改正内容であるが、この改正に当たっては職員組合とは協議を重ねていて、11月28日、合意をしているものである。以上である。

(一括質疑)

上村 正朗

それでは、すみません、基本的なところから。議第135号の職員の給与に関する条例の一部改正なのだが、これは来年の4月1日からの施行だけれども、給料表については今年の4月1日まで遡るといふことと、期末勤勉手当については12月1日以降の施行にするといふことで、年度内の調整を行うといふことでよろしいだろうか。人事院勧告の制度については、民間との給与の比較といふことで、比較して差があるといふことで、給料については今委員おっしゃったとおり4月1日に遡って改定をするといふことであるし、期末勤勉手当については12月1日が12月支給の基準日といふことになっているので、今年の12月分を一旦引き上げて、来年度改定分を6月と12月にまた振り直すといふことで2段階になっている。その改定分については、条例を可決いただければ、12月の年末、年内には支給したいといふことで今準備を進めているところである。

総務 課長

上村 正朗

ありがとうございました。引き続いて136号の会計年度任用職員の条例改正の関係なのだけれども、今のと同じように、国、県は勤勉手当の引上げといふことで勧告をしていて、会計年度任用職員は勤勉手当といふのはないわけなので、引上げしない自治体も多い中で、村上市は期末手当の引上げといふことをさせていただいて大変ありがたいと思っているが、施行時期は、これはいつになるのだろうか。

総務 課長

先ほど申し上げたが、来年度の給料からといふことで、会計年度任用職員については、これまでも引上げ、引下げにかかわらず、改定があった場合、翌年度の給料からといふことで適用をしてきている。会計年度任用職員の場合は、もう年度雇用といふことであるので、当初年度に雇用するとき勤務条件が示されているといふことでそのような取扱いになっていて、他市においても同様の形でといふことで、改定は翌年度からの改定といふことで適用するといふことである。

上村 正朗

では、もう一点、今の説明で分かったけれども、それは法律とか、何か国の通知で、結局職員の給料表だと遡ったりするわけだけれども、遡らないで翌年度以降といふのは、その根拠といふのは何が根拠なのだろうか。

- 総務 課長 先ほどちょっと申し上げたように、会計年度任用職員の場合は最初に勤務条件を全部を示した上で、今年度の雇用契約を結んでいるという関係から、今年度についてはもうその勤務条件は変わらないということで、翌年度の勤務条件は、給与改定があれば、また新たな雇用ということで雇用する方とのすり合わせをして、その勤務条件を示した上で雇用するという形になるものだから、遡りはしないということである。
- 上村 正朗 しつこくて申し訳ないけれども、例えば職員の利益になるのだから、いいではないかということで、今年度からというようなことをすると法に触れたり、何かあれなのだろうか。その辺をちょっと聞いたかったのだけれども。
- 総務 課長 法に触れるという部分はないのだと思う。ただ、先ほどちょっと申し上げたが、逆に条件が悪くなる時、下がるときも、今までもそういう形で適用してきているので、今回も上がるからということで、利益になるからということで、今年は遡るということになると、これまでずっと経過してきたルールもあるので、それが今度その年によって変えるということも、これまたちょっとルールがなくなってしまうので、今回は今までと同じルールでやって、上がる時、だから下がる時翌年度からというルールが今までもやっているの、そのとおりに今回も改定するということである。
- 高田 晃 1点、136号だが、今ほど上村委員からのちょっと類似した質問になるけれども、11月28日、組合と合意をしているという話だ。会計年度任用職員については、当然単年度雇用になっている。ただし、全国あるいは県内でも会計年度職員の待遇改善という観点から、勤勉手当の支給、これを組合のほうからはやっぱり要求されているというふうに思うが、県内での状況とか、国家公務員との整合性を取る意味でも何か他市の状況というのはお分かりか。
- 総務 課長 私ども今ちょっと把握している範囲内だけれども、勤勉手当はたしかなかったと思う。今回も期末手当しかないわけなのだけれども、改定をどうするかというところで、やはりその辺を実施するかしないかというところで決定を迷っておられる市もあったけれども、私どもが把握している中では勤勉手当があるというのはちょっと聞いていなかった。
- 上村 正朗 では、最後を聞き漏らしたので、1点、会計年度任用職員の給料表の改定、期末手当の引上げについては了解いたしました。ただ、会計年度任用職員の、やっぱり非常に給料水準は低いと思うのよね。9月の議会でもちょっと話したけれども、学校司書の時給が914円だったか、904円だったかな。最低賃金プラス14円ぐらいの給与水準で働いている会計年度任用職員もいるので、会計年度任用職員の待遇改善のための全体の見直しをするような予定というか、おつもりというのは特に予定はないだろうか。
- 総務 課長 この会計年度任用職員の制度が始まったときに、それぞれの職を私どものほうで行政職の給料表を見ながら、どの職がどの辺に位置するかということで割りつけた経緯があって、今回のように給料表が行政職の給料表が変わることによってかなりそちらの影響も会計年度職員の方には、プラスのほうだけれども、ある。そういう形で改定がされていくので、まだ今全体的にそれを見直して、制度を変えていくというようなことは、今のところ予定はしていない。

(議第133号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第133号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第133号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第134号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第134号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第134号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第135号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第135号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第135号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第136号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第136号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第136号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第5** 議第137号 村上市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び村上市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(企画戦略課長 大滝敏文君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

企画戦略課長 それでは、議第137号 村上市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び村上市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。さきの10月13日の閉会中所管事務調査でも改正内容についてご説明をいたしたけれども、まず村上市の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する



条例では、第2条で指定管理者を募集する際に明示する事項を整理、第3条で申請時の添付書類の整理、第4条で指定管理候補者選定の際の審査基準の整理、第5条で公募によらず指定管理候補者を選定する場合の整理、第6条で指定管理者選定委員会に諮問する案件を整理し、第14条では指定管理者の個人情報の取扱いについて、改正後の個人情報保護に関する法律の規定にのっとり、本条例で秘密保持義務を規定し、その他所要の字句改正などを行うものである。続いて、村上市指定管理者選定委員会条例では、第2条で選定委員会の所掌事務を整理した上で、第4条で選定委員会の委員構成を明記、第6条で選定委員の守秘義務規定を新設し、その他所要の字句改正などを行うものである。いずれの条例も施行日は令和5年4月1日となる。説明は以上となる。

(質 疑)

上村 正朗

では、指定管理者選定委員会条例のほうで1つ聞かせてください。全体については非常によく改善されたなというふうに思っているのだけれども、第8条の除斥のところ、条文の定義というかを確認をさせてください。第8条のところ「委員長、副委員長及び委員は、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体と自己が過去若しくは現に従事する業務と直接の利害関係を有する場合」、また自己の配偶者等も同様の規定があるけれども、この「自己が過去若しくは現に従事する業務と直接の利害関係を有する場合」というのは具体的に、具体的にというか、この定義をちょっとお聞かせいただきたいと思う。

企画戦略課長

直接の利害関係ということで、こちら詳細については、今作成中の指定管理者制度運用ガイドライン、こちらに詳しく明記する予定である。具体的には、直接の利害関係者とは、利害関係が間接的または反射的にすぎないわけではないことをいう。例えば委員または近親者が会社、公社などにおいて取締役社長、理事長など常時支配力を有する地位にある場合などが該当し、除斥されることとなる。また、社会的地位として、例えばPTA会長、協議会理事などいわゆる名誉職的なものも含まれる云々ということで規定をさせていただく予定にしている。

上村 正朗

もう一点、これもガイドラインで明記されるのだと思うけれども、直接の利害関係の有無の確認方法を、それについてはどのように今考えているだろうか。

企画戦略課長

こちらについては、指定管理者選定委員からの申出ということで、会議の際に申出をしていただくということになる。

山田 勉

胎内市と新発田市と指定管理を比べると、相当村上市は多いということをお前聞いたけれども、これを議第137号に関して、やることに縮小するとか、そういう考えはあるか。

企画戦略課長

この条例の適用によって施設を縮小するという考えはない。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による

採決を行った結果、議第137号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第6** 議第138号 村上市減債基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（財政課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

財政課長 それでは、議第138号についてご説明を申し上げます。議第138号は、村上市減債基金条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、村上総合病院移転新築事業費補助金に係る市債、この元金償還が令和5年度から始まるに当たり、その財源として、当該基金に積み立てていた資金について充てることができるように条例改正を行うものである。以上、よろしくお願いいたします。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第138号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第7** 議第139号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 平山祐子君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

生涯学習課長 それでは、議第139号は村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定についてである。荒川総合体育館に併設していた荒川弓道場について、的場施設の崩落、倒壊により使用不能となっていたため、村上市弓道場で利用調整を図ることとするほか、施設の老朽化が著しいことから、村上市公共施設マネジメントプログラム及び村上市スポーツ施設整備計画で廃止に向けて調整を行うこととしていた荃太体育館グラウンド、小俣ふれあいセンター、中継ふれあいセンター、寒川ふれあいセンター、黒川俣ふれあいセンター及び山熊田ふれあいセンターについて、令和5年3月31日をもって廃止をし、他の体育施設、学校開放施設で利用調整を図ることとするものといたしている。今回廃止を提案している体育施設については、令和3年度スポーツ施設整備計画の策定中だったこともあり、令和4年度の方針・方針決定としていたものだが、実態としては施設の老朽化が著しい施設や施設自体解体してグラウンドのみとなっている施設もあり、いずれの施設もここ数年の利用者数はゼロ人となっている。このことから、利用団体や集落の区長さんなどには昨年度から施設の状況や利用状況、施設の維持費などの説明を行い、廃止する方向で令和4年度の方針決定、方針決定に向けて丁寧に説明をしてきたところである。特に山北地域では、同じような状況にある体育施設が複数あったことから、今年度改めて説明の際には廃止時期は今年度末としたい旨の説明を行い、ご理解、ご同意をいただいたもので

ある。以上、よろしくお願ひいたす。

(質 疑)

高田 晃 今回の課長の説明よく分かったが、1点、弓道場は別として、山北地区にあるふれあいセンター関係、これ体育施設から外して、何をして今後活用していくと言ったっけ、今。もう一回ちょっと。

生涯学習課長 施設自体老朽化が著しいということもあるので、今後何かに利用するという事は考えていない。

高田 晃 そうすると、全て廃止して解体する方向で進むわけだね。

生涯学習課長 委員おっしゃるとおり、今後解体に向けて方針を決定していきたいということで考えている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第139号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第8** 議第140号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（消防長 田中一栄君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

消 防 長 議第140号、本案は村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正し、令和4年3月に策定いたした村上市消防団再編計画に基づいて、本条例に機能別消防団の位置づけを行うとともに、消防団長、副団長、副方面隊長、分団長及び副団長階級の団員に対する年額報酬の額を改めるものである。また、機能別団員の位置づけについては、消防団員の種類として、従来どおり従事すべき職務の範囲が限定されない団員を基本団員、従事すべき職務の範囲が限定された団員を機能別団員と定め、機能別団員の具体的職務については規則において定めることとするものである。消防団員の年額報酬額の一部改正についてであるが、団員の階級にある者に支給する年額報酬は、非常備消防団員の報酬額の基準に基づき本年4月に改めたところであるが、同基準では団員より上位の階級にある者については業務の負荷、職責等を勘案し、団員階級の者の報酬額と均衡の取れた額となるよう定めるとされているところである。このことから、村上市消防団では団員より上位の階級にある者の年額報酬について検討し、このたび検討結果がまとまったことから、改正を行うものである。どうぞよろしくお願ひいたす。

(質 疑)

上村 正朗 大変ご苦勞さまである。報酬の関係のところでは幾つかお聞かせいただきたいと思う。報酬、年額についての見直しが行われたわけだけれども、検討の経過というか、具

体的に何とか委員会とか、その辺、どういう場でどのくらい検討したのかちょっと教えていただきたいと思う。

消 防 長 国から示された団員の階級が最初に決められて、それに均衡の取れた額ということで、実際県内でも当管内の消防団、年額報酬が大変トップであって、そのことを説明いたして、皆さんで話し合ってもらって、現在の額に至ったという形になっている。会議に関しては昨年、もう1年以上検討を重ねて、今回結果が出たという形である。以上だ。

上村 正朗 各組織というか、組織ごとにいろいろ検討されたということだろうか。  
消 防 長 本団会議及び幹部会議等を繰り返し行って、それで決めたものである。また、県内のほかの団体の同規模の団体とも比較して、まず今回の額に至ったわけだが、それでも新潟県では今一番トップである。そういう状態である。以上だ。

上村 正朗 ありがとうございます。平成31年ぐらいのときのちょっと資料を見させていただいて、かなり県平均に比べて高いなというか、高いのだけれども、やっている役割から比べてみて、決して私は高くはないと思うけれども、ほかの市町村のレベルと比べると村上高いなと思うのだけれども、この改正後、大体県内との比較というか、県の平均というのは出ているものだろうか。

消 防 長 県内の比較はまた後ほど出ると思うのだが、こちらといたしては、幹部の年額報酬は実際減った。ただし、出動手当のほうで1時間1,000円という額にしたので、実働を再開した場合は出動手当が増えていくような形に持っている。平均については後ほど出ると思う。以上だ。

上村 正朗 それで、現在も県の平均というか、ほかのところから比べるとちょっと水準的には高いのかなと思うのだけれども、一旦ここで見直しで結果は出していただけたけれども、今後県の平均に近づけるとか、そういった考え方、近づけたほうがいいと言っているわけではないのだけれども、今後の見直しの予定とかというのは、今見直ししている最中なのであれなのだけれども、中長期的には県平均に近づけなくてはいけないのかなとか、そういう考えはお持ちだろうか。

消 防 長 現在団員の個人支給ということも一緒に含めて進めていて、令和5年の4月1日からは全て個人の口座に入るように進めている。そこで、現在、言い方悪いのだが、幽霊団員か、そういう方も結構あったということも聞いている。その方たちの整理も含めて、また検討を進めて、また年額報酬、県の平均については検討を進めてまいりたいと思う。願います。

上村 正朗 すみません、もう二、三点。出動報酬については、交付税の関係の何か数字もあるみたいだけれども、1時間当たり1,000円ということで定められているけれども、これは県内と比べてどんなものなのだろうか。同じようなのか、高いのか。

消 防 長 出動報酬については、ちょっと今資料がないのでお答えできないが、国から示されている中に1時間1,000円にしていこうという形のことが出ていて、それで各団体もそれに基づいて進めていると思っている。

上村 正朗 では、最後聞こうと思っていたところなのだけれども、報酬の支払いの方法で、結構ニュース等でもいろいろ出ているけれども、団員個人に払ってくださいということなのだけれども、今はそういう状況ではなくて、来年の4月から個人の口座に払うということだろうか。今はどんなになっているのだろうか。

消 防 長 委員おっしゃられたとおり、今はまだ個人支給されていない。それを4月1日から始めようということと、今回あった8月3日、4日の出動報酬については個人払い

して、領収印をもらっているところだ。間違いのないようにいたすので、よろしく願います。

小杉委員長 答弁できなかったものに関しては、少し消防長まとめていただいて、委員の棚入れのほうにお願いしたいと思う。

山田 勉 お尋ねするが、広域消防、それから地区消防団、重要な役目を担っているわけだが、消防団員の数は各地区には足りているのか。

消 防 長 まず、全体でいうと定員が2,176人いて、実動員が2,023人しかいない。そこで、消防団員の加入も促進はお願いしているのだが、なかなかかなわないところであって、そこで機能別団員といって消防団OBまたは消防職員のOBに入っただけませんかということで現在お願いしているところである。各地区のほうも必要になるだろうか。少々お待ちください。大変申し訳ない。ただいま資料ないので、後ほど報告させていただく。

山田 勉 消防団員の数が足りないということだが、今回は特に役員の人減額があるわけだが、消防団員を少しでも集める意味でも、だんだん減額されるとなかなか厳しく、皆さんに、団員の方に説明すると思うが、やっぱり丁寧に説明されるのか、この結果は。

消 防 長 会議を通じて、こちらのほうも丁寧に説明は進めている。今後もその予定で進めていく。

佐藤 重陽 なかなか今消防団員も成り手が少なくて、大変な中なのだけれども、そういう中で今回消防団の幹部も入れて話し合っ、今の団長以下報酬額の改定を入ったと、こういうことなのだけれども、考えてみて、県内でも確かに高い位置ではあったのだ。ところが、個別の団員に至っては、各部に入るものだから、実際に自分の働きがどんなになっているなんていうことは分からなかったの、あまり関係ないかもしれないけれども、報酬額のこの改定によって、これは管理職が主みたいだから、自分たちで自分たちのことを決めたわけだから、あまり問題はないかもしれないけれども、意識、意欲の減退みたいなことは心配ないかな。

消 防 長 私たちもその辺は心配していた。ただし、防災意識ということで落ちないように、自分の地域は自分たちで守ると、そういう気持ちをより高めてもらえるように今後も努めてまいりたいと思っているので、よろしく願います。

佐藤 重陽 いや、なかなか心配なので、これから団員自体が少なくなっていく中で、それこそ団長だ、副団長だというと、そのポジションでやっぱり消防の皆さんとの打合せは何だと結構毎月毎月忙しいみたいだから、それこそ成り手がなくなるようでは困る。逆にそこを目指して頑張りたいなんていう団員が出てくるぐらいの考え方を持ってもらえるのも一つなのかなと思ったので聞いてみた。あともう一つ、個人払いに関してなのだけれども、これも村上だけの問題でないから、あれなのだけれども、個人払いというのは、私さっき、今も触れたけれども、自分たち自身の仕事はこうやってボランティアも有料ボランティアの世界なわけだから、個人に幾ら入るというのが分かるということ、これかえっていいのかなというふうに思っているのだ。そういう中で、できたら、時給制みたいな形になっているみたいだけれども、その時間の判断というのはどういうふうに判断をするわけ。今までだと各部で部ごとに何人今回の火事に出たということ報告して、その手当が各部に支給されていたわけだけれども、今度時給制みたいになった場合にはどんなふうな管理の仕方をしていくのかな。

消 防 長 各部から出動報告というのが上がってまいって、それに基づいてお支払いしている。  
佐藤 重陽 今までもそんなのだけれども、何人でだつて出動報告出すわけだけれども、これから時給制なんていう考え方になると、何時から何時までというのを、要するに火事が午後6時に発生したと、7時35分に撤収した。どういうところを基準に時給の団員の勤めた管理というのか、給与計算というかをしていくのかな。

消 防 長 今1時間に1,000円という改定にさせていただいたのだが、今までの4時間まで2,500円とか、そういう形の出動報酬だった。そこを最近の災害でいうと長時間、長期間化もしているのです、そこで時間にしたわけだ。1時間1,000円にすると、4時間いけば4,000円と。前の4時間で2,500円よりは、非常にいい体制かなと思っている。そういう形で改正している。

佐藤 重陽 すみません。しつこいけれども、あくまでも各部の出動報告を基に計算していくのだよと、こういうことなのだね。

消 防 長 そうだ。  
鈴木いせ子 うちの消防団も県大会に行くほど一生懸命頑張っていたのだけれども、今は本当に団員不足が大きな問題になるけれども、それでも毎月一日になれば一日だよというサイレンも鳴らすし、そして一日と15日には集落を全部回って、火の用心をやっている。そういうことを踏まえて、まず一般団員の方のはどのくらいの報酬というか、なっているのか、団長はどうなっているのかをちょっとお聞きしたいと思う。

消 防 長 各集落については、その部の消防団員さんが何名で、何時間広報活動したよとか、そういう報告に基づいてお支払いしている。

鈴木いせ子 そうすると、団員であっても、それをしなければ、しないのに報酬はやれられないけれども、まず団員に登録したら1か月幾らだよなんていうのは考えられないのか。

消 防 長 それで、それが団員さんの年額報酬と出動した際に出る実動報酬に分けられている。以上だ。  
鈴木いせ子 年額報酬は、普通の団員であれば幾らなのか。  
消 防 長 3万6,500円になる。  
鈴木いせ子 団長は。  
消 防 長 団長の場合は20万円になる。  
鈴木いせ子 この改定に。  
消 防 長 はい。  
上村 正朗 では、再度報酬の関係だけれども、これ財源的には一般財源ということによろしいだろうか。

消 防 長 財源に関しては当初予算でこちらのほうから予算出すわけだけれども、消防団員の人員というのの単価があって、普通交付税で全員分出るわけではないのだが、2,022人分出るわけではないのだが、その基準に基づいて予算要求して、それ以外に関しては一般財源だと思う。

小杉委員長 補足があれば。  
財政 課長 今ほどのご質問が一般財源かどうかというご質問だったので、交付税は一般財源であるので、一般財源というお答えになる。

上村 正朗 それで、基本的な報酬は普通交付税で、あと出動報酬については特別交付税措置なのかなというふうに考えているのだけれども、それでよろしいだろうか。

委員長（小杉武仁君） 暫時休憩を宣する。  
（午前11時01分）

---

委員長（小杉武仁君）再開を宣する。

（午前11時01分）

財務管理室長 災害に係る出勤報酬については、特別交付税で措置されることになっている。  
上村 正朗 会議とか式典とか、そういうのは特別交付税の対象ではないのだろうか。かなり細かい話で申し訳ないけれども。

財務管理室長 会議とかについては、普通交付税のほうで措置されているというような形になっている。

上村 正朗 基本の報酬については3万6,500円が基本的な交付税の単価だと思うのだけれども、その辺理論上、計算上になるけれども、入ってくる交付税の・・・入ってくるわけではないな。基準財政需要額として計上する交付税と、実際の価格というのは大体釣り合っているというか、赤字はないようになっているのだろうか。

財務管理室長 赤字かどうかということなのだけれども、当市の団員数がいわゆる交付税で見られる標準団員数を大幅に上回っているので、基準額どおりには団員の報酬になっているけれども、団員数が多いということでその分オーバーしているというか、普通交付税だけでは賄われていないというような形になっている。

副市長 今回の議案について、私のほうからもお願い申し上げる。非常備消防、消防団の皆様方には本当に市民の安全、安心のために日夜ご努力をいただいている。特にこのたびの8月3日からの大雨については、区の区長さんをはじめ、区の役員の皆様方、区民の皆様方と一緒にあって、大変大きな役割を果たしていただいたというふうに思っている。そういった日頃の活動があって、市民の安心につながっているものというふうに思っている。既にご案内しているけれども、今月の24日、防災シンポジウムというような形で、このたびの大災害を振り返りながら、消防団の皆様方にも感謝を申し上げるというふうな、そんな思いも込めて企画をさせていただいている。なお、また消防団の団員不足もあるわけであるけれども、本会議でもいろいろご提案もいただいた。やはり守られる人から守る人へというふうな、こういう防災教育もこれからは重要になっていくのだろうというふうに思う。常に危険はすぐそばにあるのだというふうな、そういった危機意識をみんなでやっぱり持っていくことが、ひいては消防団の活動の充実にもつながっていくのだろうというふうに思うので、あわせて私のほうからも市民の皆様方にもお願いを申し上げていきたいというふうに思う。以上だ。

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第140号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第9** 議第155号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、

担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

総務 課長

それでは、議第155号であるが、令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）である。歳入歳出予算の総額にそれぞれ150万円を追加し、予算の規模を3億2,740万円にしようとするものである。それでは、予算書の7P、8Pをお開きいただきたいと思う。初めに、歳入であるが、このたび補正財源といたして前年度繰越金852万円を、雑入では消費税の還付金104万8,000円を追加いたして、調整といたして一般会計からの繰入金806万8,000円を減額するというものである。次のページをお開きいただきたいと思う。歳出であるが、一般管理費では職員人件費の調整で27万1,000円を追加いたして、施設管理費で朝日地区の施設維持管理経費で修繕料に不足が見込まれるということで127万8,000円を追加するものである。以上だ。

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討 論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第155号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（小杉武仁君）閉会を宣する。

（午前11時08分）